

フランス女性と出産・育児・仕事

— 何が高出生率をささえているのか —

河村 真央

0. はじめに

近年フランスは、合計特殊出生率¹⁾が回復した国としてメディアで取り上げられ、注目を集めており、その要因としては、出産や子育ての手当、託児方法、婚外子が社会で認められていることなど、様々な高出生率の要因が考えられる。そして、多くの女性が出産後も働き、仕事と子育てを両立しているように見えるフランス女性は、雑誌などで憧れの対象として取りあげられている。しかし実際は、仕事と子育てを両立させているフランス女性は少なく、多くのフランス女性は職場でも家でも働き、二重負担の毎日である。国からの手当や社会制度は確かに充実しているが、福祉国家スウェーデンと比較してみるとまだ不十分なところもある。それなのになぜ多くのフランス女性が、仕事と子どもを授かることの両方を選択しているのだろうか。高出生率の要因が手当や社会制度だけではないと考えると、子どもを授かることに対するフランス女性の価値観やフランスの歴史、文化が関係していると考えられるのではないだろうか。母親になることのハードルが高すぎないこと、母親像の重圧があまり重くないことが、実はフランスの高出生率に大きな影響を与えているのではないだろうか。

本稿では、まず第一章で、フランスが高出生率で、出産後も多くの女性が働いている経済的な要因を取り上げ、第二章で、フランスの高出生率の要因と強力な関係のありそうな社会環境について探ってみたい。そして第三章で、現代のフランス女性が子どもを授かるということに対し

てどのような価値観を持っているのかについて、母性愛は本能ではないと主張した歴史家、哲学者のエリザベート・バダンテール²⁾の主張を参考にしながら、歴史的、文化的な側面から検討したい。

1. フランスの高出生率の経済的な要因

フランスでは1970年2.47だった合計特殊出生率は、1970年代以降低下を続け、1993年から1994年にかけて1.65まで落ち込んだ。出生率低下の原因としては、多くの女性が仕事を始め、女性の生活が変化したこと等が原因だと考えられている。しかし出生率は、徐々に増加し始め、2000年1.88、2005年1.92、2007年は1.98、そして2008年は2.02と増加し、ヨーロッパのなかでもトップクラスの出生率を誇るようになった³⁾。またフランスでは、出産後も多くの女性が働いている。2002年の統計では、パートナーはいるが、子どもがいない女性（20歳から49歳）の労働力率は85.8%に対し、3歳未満の子どもが1人いる女性（20歳から49歳）でも79.8%であり、その差はわずか6ポイントである⁴⁾。この統計より、子どもが1人できても、フランスではほとんどの女性が仕事を続けていることがわかる。ちなみに日本では、第1子出産後も働いている女性は25%にすぎない⁵⁾。

近年日本のメディアは、フランスの出生率回復の要因として、特に社会制度、出産や子育ての手当、託児方法に注目している。確かに日本ではGDP（国内総生産）に占める子供向け公的支出の割合が、2005年では0.81%であるのに対し、フランスはGDPの3%を家族政策に投入している⁶⁾ことから、充実しているといえることができる。本章では、フランスの児童関連の手当や制度を紹介しつつ、一部は福祉国家スウェーデンの社会制度と比較しながら、フランスの手当・社会制度の充実度について考えてみたい。またOECD（経済協力開発機構）加盟国内で、女性労働力率、または子育て支援支出額が高い国は高出生率なのかということについて考察し、フランスの高出生率は、女性の働きやすい環境の整備と子育て支援支出と強力な関係があるのかについて探ってみたい。

1.1. 児童関係手当

フランスの児童関係手当は、第二次世界大戦後から導入されており、現在は出産奨励策というよりも、一部所得制限があるため、低所得者の下支えとして支給されている。所得制限の設けられている手当としては、3人以上の子供を扶養する家族に給付される家族補助手当や6歳から18歳の子供の養育者に支給される新学期手当、出産手当や3歳児未満の乳幼児の養育者に支給される基本手当がある。一方所得制限がない手当も充実しており、子供2人から受け取れる家族手当や、3歳未満児がおり、職業中断あるいはパートタイム労働の者に支給される就業自由選択補足手当や6歳未満の子供の保育方法を自由に選択できるように用意されている保育方法自由選択補助手当、ひとり親への給付、障害児給付、清潔なところで子育てができるように用意されている住宅補助などがある。

以上のように、フランスでは、多くの種類の児童関係手当があり、子育てにかかる費用の多くを国が援助してくれているのだ⁷⁾。

1.2. 出産休暇・育児休暇について

フランスでは多くの女性が仕事をしているため、出産休暇や育児休暇は不可欠である。

まず出産休暇は最長16週間（産前6週間、産後10週間）で、このうち産後の6週間を含めた8週間は義務となっている。また企業によっては、さらに休暇を延長している場合もあり、休暇中は賃金の84%が支給される。

育児休暇は、1年以上同じ企業で働いている労働者が対象で、子どもが3歳になるまで両親の一方が休職することもでき、給与水準に応じて最高で月額512ユーロの手当が支給される。子どもが3人目になると休職期間が長くなり、親の年齢も高くなると職場復帰が困難になることを想定して、休暇を1年に短縮する代わりに支給額が増額される。父親休暇については2001年1月に導入され、出産後4カ月以内に連続して11日間の休暇をとることができる。（休暇中は日額の手取り100%の支給が上限

として保証されている⁸⁾。)

1.3. 託児制度について

フランスの保育システムは選択肢が豊富にあり、親は自分たちの保育方針、収入、勤務時間などを考慮して選べるところが特徴だ。図1にまとめた、4つの託児方法が主流である。

その他、幼稚園 (école maternelle) でも、基本的に3歳から6歳の子どもの保育を行うが、場合により2歳児も受け入れている。2005年、フランスの3歳未満児の43%がなんらかの保育サービスを受けており、その3分の2は親が雇用する認定保育ママによる在宅保育である⁹⁾。フランスでも保育園は少なく、保育ママなど他の保育サービスで補完されると言えるだろう。

日本の場合、1～2歳までの子どもの保育費用は、認可保育所で月2～3万円、認可外施設では3～5万円で、ベビーシッターサービスについての実態調査では、5万円以上を支払う層は40%を超えている¹⁰⁾。そのため、日本での保育費用は安くても月2～3万円かかり、若い両親にとっては大きな負担となる。これに対してフランスの保育費用は、収入によって料金が違い、国からの補助があるので、所得の少ない親でも子どもを預け、働き続けることができる。

図1：フランスの主な託児方法

保育形態	概要
集団保育所 (crèche collective)	<ul style="list-style-type: none"> • 親が働いている3ヵ月から3歳未満の幼児を対象。 • 保育者1人につき子供は5～8人が定員。 • 保育士は看護師の資格も持っており、「保育のプロ集団」と言われている。 • 「社会性をはぐくむため」という理由で、集団保育を望む親は多い。 • 保育時間は厳密に決められており、親の仕事の都合による時間の融通はききにくい。(例：パリ15区の場合、午前7：30から午後6：30まで(牧、2006、P.67)。 • 保育料は所得水準により異なり、パリの場合は1日あたり約3ユーロから29ユーロ(牧、2006、P.67)。
一時託児所 (haltegarderie)	<ul style="list-style-type: none"> • 6歳未満が対象。 • 非定期に短時間だけ親が子どもを預ける施設で、費用は預ける時間数と収入によるが、手頃な値段である。
保育ママ (assistante maternelle)	<ul style="list-style-type: none"> • 主に子育て中の女性や、子育てが一段落した女性が自分の自宅で子どもを預かる制度。 • 居住する県の認定を受けた保育ママによる保育で、能力や住居の状況により、最高3人まで保育を行う。 • 子どもをみてもらう家庭が、保育ママを雇う雇用関係になり、給料、時間帯は交渉して決める。(1日あたりの給料は42ユーロ以下と決められており、雇用で生じる社会保険料は、国が全額補助してくれる(牧、2006、P.69)。 • 雇う側には、収入に応じて月160から374ユーロの託児補助がある(牧、2006、P.90)。
自宅でヌヌ (nounou) を雇う	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもの自宅に来て世話をしてもらう託児方法。 • ヌヌはベビーシッターとは違い、フルタイムで子どもをみることを職業としている。 • 子どもをみてもらう家庭が雇用し、社会保険料は国が半額(上限あり)補助してくれ、ヌヌに支払う給料の一部が収入に応じて補助されるが、それでもかなり高額である。そのため1人のヌヌを2家族で雇い、1週間は相手の家で両方の家の子どもを、次の1週間は相手の家で…というふうに、場所を交互に移して2家族の子どもをみてもらうという方法もあり、こうすれば負担費用は半額ですむ。

1.4. 学校制度について

3歳から始まるフランスの学校教育も、働く親を助けている。幼稚園は義務教育でないにも関わらず、保育料は無料であるため、3～5歳児の就学率は2003年ではほぼ100%である¹¹⁾。親が働いているなら給食つきで、夕方4時半まで預かってくれ、また放課後も、市の職員が子どもたちを遊ばせながら6時半まで放課後保育をしてくれるシステムが用意されている。

小学校も送り迎えをしなければならないが、月・火・木・金曜日の午前8時半から午後4時半まで子どもを預かってくれる。また保護者会などの学校行事も両親が働いているという前提で組まれている。

ただしフランスの学校は、伝統的に水曜日が休みである。そのため、水曜日を空けて、週4日制で働いている母親が多い。水曜日を休みにできない場合は、centre de loisirという自治体経営の施設が充実しており、学校のない水曜日やヴァカンスの間、1日中子どもを預かってくれる。また2カ月もある長い夏休みには、colonie de vacancesという施設があり、1、2週間の遠出を企画してくれる。

また、公立学校であれば大学まで授業料が無料であるという点も、子育ての費用の面で親を助けている。

1.5. スウェーデンの社会制度との比較

上記のように、フランスには出産・子育てのための手当や社会制度が整っているが、いくつかの問題点も存在する。子どもを産み育てやすい国かどうかについての2005年のアンケートでは、子どもを産み育てやすい国だと思う人の割合は、フランスでは68%であるのに対し、スウェーデンではほぼ100%に達している（日本は47.7%。）¹²⁾。スウェーデンは、GDPに占める子ども向け公的支出の割合は、2005年3.21%であり¹³⁾、充実した社会制度が整っている福祉国家として有名である。スウェーデンの合計特殊出生率は、1980年に1.68まで低下したが、その後、社会制度の整備により急速に回復し、1990年には2.13にまで上昇した。1990年代

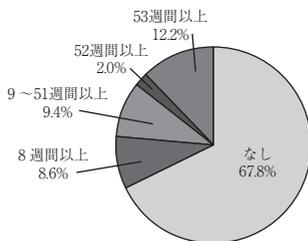
半ばは1.50まで再び出生率が低下したものの、2000年以降上昇傾向にあり¹⁴⁾、2009年では1.9となっている¹⁵⁾。

そこで本節では①育児休暇取得率、②復職後の女性の働き方、③男性の育児参加、④託児施設の待機児童問題という4つの主たる問題について、福祉国家スウェーデンの制度と比較してみえてくるものを考察し、フランスの手当・社会制度の充実度を考えてみたい。

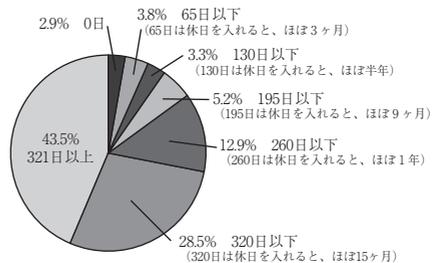
まず育児休暇の取得率のグラフ(図2)を見てみると、ストックホルムでは出産した7割以上の女性が1年以上の育児休暇を取得している。一方パリでは、育児休暇を取得しなかった女性が約7割¹⁶⁾も存在し、産休に有給休暇を少しだけ足して、3ヶ月前後で復帰する女性が多い。その主たる理由は、戻れる職場が保障されていないため、安心して育児休暇をとれないことである¹⁷⁾。また育児手当だけでは不十分であるという声も聞かれる。フランスには、安心して育児休暇を取得できる職場環境や手当の金額面での課題がまだありそうだ。

図2：パリとストックホルムの女性の育児休業取得日数¹⁸⁾

・パリの女性の育児休業取得日数



・ストックホルムの女性の育児休業取得日数



次に復職後の女性の働き方に関しては、理想と現実との間に大きなギャップが存在している。フランス女性の理想のライフコース(図3)は、「出産後、成長に応じて働き方変える」の38.6%が一番多く、スウェーデンは「出産後、成長に関係なく働き続ける」が61.1%と一番多い結果となった。またフランスは、「出産後、成長に応じて働き方変える」、「出産

を機に退職し手が離れたら働く」、「出産退職後は、育児に専念する」を合わせると78.5%¹⁹⁾に達するが、実際はフルタイムで復職している女性は半数以上存在している。(パリで55.1%、リヨンは59.9%²⁰⁾)この理想と現実のギャップは、フランスのパートタイムは賃金や待遇で、正社員との格差はあまりないが、フルタイムで働いている人と同じように評価や昇進を得るのは難しいことに由来する²¹⁾。一方スウェーデンでは、昇進・昇格面への影響はないと感じている企業・従業員が多数派のようだ²²⁾。よってフランスでは、パートタイムでの待遇の面で課題があるのかもしれない。

図3：フランス、スウェーデン、女性の理想のライフコース²³⁾

育児と仕事との関係で、考えられる女性の理想の生き方は？

(20歳から49歳までの男女が回答)

	結婚も出産もせず、働き続ける	出産しないで働き続ける	出産後、成長に関係なく働き続ける	出産後、成長に応じて働き方を変える	出産を機に退職し手が離れたら働く	出産退職後は、育児に専念する	出産に関係なく、結婚後は働かない	その他	わからない
フランス	2.1	1.6	13.5	38.6	35	4.9	1.1	1.1	2.2
スウェーデン	1.1	0.9	61.1	14.1	18	0.1	0.2	2.6	1.9

次に男性の育児参加について考えてみたい。まず6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間を見てみると、スウェーデンでは1日あたり3時間21分であるのに対し、フランス男性は2時間30分にとどまる²⁴⁾。また男性の育児休業取得率も、スウェーデン男性は79.2%であるのに対し、フランス男性は9.3%であり²⁵⁾、フランス男性よりもスウェーデン男性の方が育児・家事に熱心であるといえるだろう。スウェーデンでは、男性の子育ての権利と義務を強く打ち出しており、1974年以降オロフ・パルメ内閣が母親向けであった産前産後休暇・育児休暇制度(母親休暇制度)を、父親と母親が分担する形で取得し、それに対して給付金を交付する、両親向けの産前産後休暇・育児休暇制度(両親休暇制度)に変えた。今日、夫婦・カップル併せて合計16カ月まで両親休暇の取得が可能であり、そのうちの390日分については給与の80%支給が保証され

ている。バダンテール（2011）は、フランスは「父親向けの育児休暇を新たに導入したにもかかわらず、政府は父親に母親が担っている家事や育児をもっと受け持たせようという提案を大して行っていない。北欧諸国はこの方向で努力しているにもかかわらずだ。（バダンテール、2011、P.240）」と述べている。

最後に、託児施設の待機児童問題について触れておきたい。上記に述べたとおり、フランスには様々な保育システムが存在しているが、集団保育所の空きは少なく、保育ママなど他の保育サービスで補完されていると言える。在宅・施設両面で充実を図っているフランスの保育であるが、待機児童も存在すると言われている。その理由は、母親には集団保育の志向があるが、新しい保育所の用地を見つけることが困難であること、また住宅環境から、認定保育ママについても基準を満たす住宅を確保することが容易でないことが考えられている²⁶⁾。パリ市長ドラノエ氏は2001年の選挙時に、保育施設の拡充が市政の最も重要な課題であると訴え当選した²⁷⁾。その成果か、2005年の調査ではパリの0-2歳児の8割前後は何らかの保育サービスを受けていると推定されている²⁸⁾。しかしフランスの待機児童の問題は、パリでは解消に向かっているが、全国的には地域差が存在している。

以上のように、フランスの手当・社会制度は、福祉国家スウェーデンの制度と比較する限り、十分とは言えないだろう。それでは他の国々、例えばOECD（経済協力開発機構）加盟国内では、女性の働きやすい環境、または子育て支援支出額と出生率はどのような関係があるのだろうか。

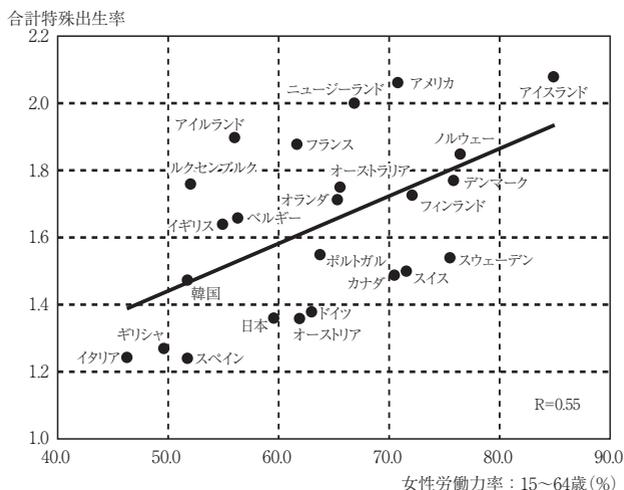
1.6. 女性労働力率、または子育て支援支出額が高い国は高出生率なのか？

前述したとおり、フランスのGDPに占める子供向け公的支出の割合は、2005年GDPの3%、2000年の30歳から39歳の女性労働力率も78.6%と高い水準だ。それではOECD（経済協力開発機構）加盟国内では、女

性労働力率、または子育て支援支出額が高い国は高出生率なのだろうか。フランスの高出生率は、女性の働きやすい環境の整備と子育て支援支出、つまり経済的な要因と強力な関係があるのかについて考えてみたい。

まず女性労働力率と出生率の関係について考察したいと思う。2000年のOECD加盟国は30カ国だが、経済的水準をそろえるため、2000年の1人あたりGDPが1万ドル以上²⁹⁾となっている24カ国に絞って、合計特殊出生率と女性労働力率(15~64歳)の関係をみてみると、女性労働力率と出生率には正の相関関係がみられる(図4³⁰⁾)。つまり女性の社会進出が進んでいる国ほど、出生率も高い傾向がみられる。しかし、ここには具体的に示さないが、1970年のデータ³¹⁾では、合計特殊出生率と女性労働力率の間には負の相関関係があり、女性の社会進出が進んでいる国ほど出生率が低いという傾向がみられた。1970年頃は、子育てを行っている女性が働くために必要不可欠な託児制度等の社会インフラは現在のようには整っていなかったが、諸制度の拡充、それにとまなう意識の変化な

図4：2000年、OECD加盟24カ国における合計特殊出生率と女性労働力率



ども手伝って、出生率と女性労働力率は徐々に正の相関関係に転じていったのだろう。以上の事実については、「このことは、出生率と女性労働力率の間にどちらかが増加すれば他方も増加する、というような固定的な関係があるのではなく、双方に影響を及ぼす社会環境（施策、制度、価値観等）が介在し、そうした社会環境の変化が、2変数の相関関係に変化をもたらしたと推測される（内閣府男女共同参画局編、2006、P.71）」と考察されている。

次に子育て支援支出額が大きい国ほど高出生率なのか考えてみたい。原田・高田（1993）では、出生率を上下させる要因として、家計所得、女性賃金、住宅価格、大学進学率を考え、分析している。「これによると女性賃金が上昇すれば、住宅費が上昇すれば、教育費が上昇すれば、出生率は減少する。興味深いのは、児童手当が出生率回復にもたらす効果の低さである。彼らによれば、児童手当を5000円増やしても、出生率は0.01しか上昇しない。フランスの家族政策は、日本の57倍の水準にあたる、GDPの2.2%を家族給付制度など人口政策につき込んでいる。にもかかわらず、出生率を上昇させる効果が0.185程度しかない。だとすれば、「児童手当のような手段で出生率を上昇させようとする、とてつもない財政負担が必要になる（赤川、2004、PP.36-37）」。以上のことを考慮すると、子育て支援支出額と出生率の間に強力な関係があるとまでは言えないだろう。

2. フランスの高出生率の社会的な要因

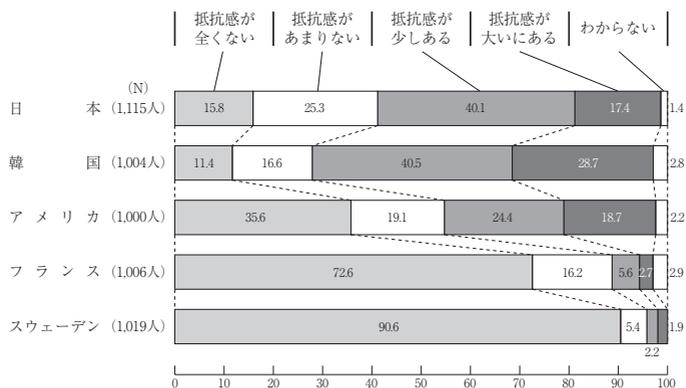
第一章で考察したとおり、フランスの手当・社会制度にはまだ不十分などころも存在しており、フランスの高出生率の要因は手当や制度面が整っているといった経済的な理由だけではなさそうだ。それでは、何かほかの社会的要因が強い関連性をもっているのだろうか。たとえば、婚外子差別が存在しておらず、結婚していないカップルが子どもを生みやすい環境が整っているからなのか。それともまた、移民女性が出生率に貢献しているのだろうか。本章では、このような社会的環境が要因とな

っているのかどうかを検討する。

2.1. 婚外子差別が存在しないから高出生率なのか？

フランスでは2008年の時点で、52%の子どもたちが結婚をしていないカップルから誕生している³²⁾。法律面で、嫡出子と非嫡出子間の差別がないことや社会的に婚外子が認められていることがこれだけの割合となっている理由だろう。2005年の「婚外子を持つことに対する考え方」の調査結果（図5³³⁾）では、フランスは、「抵抗感が全くない」と「抵抗感があまりない」を合わせると約90%であり、社会的に婚外子が認められていると考えられる。

図5：婚外子を持つことに対する考え方（男女共に回答）



では、フランスの高出生率は、婚外子が社会的に認められていることに支えられているのだろうか。フランスでは1972年に、嫡出子、非嫡出子の間の相続における不平等の是正が行われた。しかし、そこには少子化対策のために行ったという経緯はなく、もともと婚外子が生まれていたから、その子どもの権利を守るために法律が変わり、法律上の差別がなくなったのである。そして結婚するカップルが減少し、事実婚のカップルが増えていったために、事実婚は社会的に認知され、結婚しないカ

カップルから生まれる子どもが増えた。また1968年の五月革命の影響により、1972年以降結婚件数が激減し、婚外子が多少増加したが、同時期より出生率は低下したのだ。(図6)

図6：フランスの婚姻率、婚外子率、出生率の推移³⁴⁾

	1970年	1980年	1990年	2000年	2005年	2007年
婚姻率	7.8	6.2	5.1	5.0	4.4	4.2
婚外子率	6.8	11.4	30.1	43.6	48.4	51.7
出生率	2.47	1.99	1.78	1.88	1.92	1.98

つまり、2000年以降については婚外子率の上昇と出生率の上昇には平行性がみられるとはいえ、注目すべきは、出生率が大幅に低下した70-90年では婚外子率が激増しているということである。そもそもフランスでは、「結婚していないカップル（あるいは女性）が子どもを産めば、（結婚しているカップルが産む分に加えて）その分、子どもが増える」のではなくて、単に「子どもを産んでいるカップル（あるいは女性）が、結婚していない場合が多い³⁵⁾」だけのことなのである。したがって、フランスでは婚外子が多いこと、そして婚外子差別がないことが、高出生率と強力な関係があるとまでは言えそうにない³⁶⁾。

2.2. 移民女性が出生率に貢献しているから高出生率なのか？

フランスが高出生率の国になった要因として、フランス社会の特徴でもある、移民女性の出生率への貢献も検討に値する要因である。「2007年にフランスに居住する移民³⁷⁾は520万人で、全人口の8.3%にあたる。移民の出身地はアルジェリア、モロッコ、ポルトガルが最も多い³⁸⁾。」アルジェリア、モロッコはイスラム教の影響が強い国であり、避妊の習慣がないといわれており、子沢山の家族が多い。(2010年、アルジェリアとモロッコの出生率はともに2.3³⁹⁾。)そのため、フランスの高出生率は移民女性の出生率と強力な関係があるという推測がなされる⁴⁰⁾。

2005年の出生数全体は77万4355人であったが、そのうち、母親が外国籍であった子どもの出生数は、9万4310人である。すなわち、フランスで出生した子どもの母親の12.2%が外国籍であり、フランス国籍を取得した移民女性を含むと15%である⁴¹⁾。そして2004年の出生率は、フランス人女性の出生率1.80に対して、外国籍の女性（国籍を取得した移民は含まれない）は3.29であり、確かに高い出生率となっている⁴²⁾。しかし外国人女性は、人口全体の中では少数であるので、出生率に0.1の子どもをもたらしにすぎない（フランス人女性の出生率1.8に外国人女性の出生率3.29を加えた出生率の平均は1.9⁴³⁾）。したがって、移民女性の貢献度にかかわらず、フランスの出生率は、ヨーロッパで最も高い国の1つである⁴⁴⁾。

3. フランス女性の子どもを授かることに対する価値観

第二章では、フランス社会の特徴でもある婚外子と移民女性の出生率への貢献について考えてみたが、どちらも出生率と強力な関係があるとまでは言えないことが確認できた。フランスは、経済的・社会的な要因がさまざまに合わさって高出生率となっていると考えられる。しかし、手当や社会制度の整備、婚外子や移民の増加は、近年スウェーデンでも進んでいる⁴⁵⁾。そこで福祉国家スウェーデンよりも高い出生率を維持しているフランスで、それをささえる他の要因を探るために、フランス女性の出産・育児・仕事に対する価値観について注目してみたい。本章では、それらを考察するために、フランスで硬膜外無痛分娩が受け入れられている理由や、出産後すぐに仕事に復帰するために子どもを預けることに対するフランス人の価値観、フランス女性にとって働くとはどういう意味を持っているのかなどについて取り上げ、フランス女性の価値観がどのように出生率に影響を与えているのか考えてみたい。

3.1. 子どもを授かることに対する価値観

フランスは、他の欧米諸国に比べて、生涯で子どもを1人も授からな

いことを望む女性が少ない。2008年の調査では⁴⁶⁾、英国人女性の18%、イタリア人女性の20%、オーストリア女性の16%、ドイツ人女性の21~26%に子どもがいない。そしてヨーロッパ以外でも同じ傾向が見られ、米国は出生率が高い水準（2009年の出生率は2.1⁴⁷⁾）でとどまっているが、それでも18~20%の女性がチャイルドレスのまま暮らしており、その割合は30年前の2倍になっている⁴⁸⁾。一方、フランス人女性の場合は、子どもがいない女性数が相変わらず10~11%という低い水準だと推算され、人口学者は将来的にもそれほど大きな変化もみられないだろうと予測している⁴⁹⁾。このようなフランス女性の価値観は、おそらく高出生率の一つの要因であると考えられるだろう。

近年の欧米で、なぜ生涯で子どもを授かることを選択しない女性が増えたのか、理由を考えてみると、避妊技術の発達に加えて、多くの女性が母親になるかならないかを、自分の意思で選択できるようになったからである。前世紀の女性は、母親になる、ならないという選択の自由があまりなく、子どもが持てなかった大多数の女性は非婚や不妊症で⁵⁰⁾、たとえば、修道女、召し使い、結婚しようにも持参金が用意できないあまりにも貧しい女性たちだった。彼女たちは、その道を選んだわけでもなく、仕方なくその運命を背負うことがほとんどであった。「だが、時を経るうちに、女性の運命イコール母親になることではなくなった。母親になること以外の生き方も可能となり、望まれるようになったからだ⁵¹⁾。」

では、女性たちはどのような理由でチャイルドフリーの道を選択しているのだろうか。「米国人社会学者のクリスティン・パークは、チャイルドフリーの女性に対して過去二十年間に行われた数多くの調査から次のように指摘している。チャイルドフリーとなる最大の動機で、かつ最も引き合いにだされるものとは、「自由」である（動機の80%を占める⁵²⁾）。母親の責任から解放されているこうした女性たちは、何よりも自分の愛情生活や経済的な自立、自分自身を開花させるためにあらゆる機会を利用できるという可能性、そして移動の自由を何よりも大事にする。全調査の62%が挙げた、二番目に大きな動機は、夫婦・カップル二人の生活

を十分に満喫したいというものだ⁵³⁾。」

しかしバダンテールは、「大多数の欧米人は1人の女性としての関心事と母親になりたいという欲望のどちらかを選ぶことを拒否している⁵⁴⁾。」と述べている。一方母親業そのものは、昔よりも教育面などで母親に対して要求されることが増え、ハードな仕事と変化した。そのため、母親の務め、責任が大きいドイツ、イタリア、日本のような国々では、二つの強力な要素が結びつくことによって、母親になりたいという欲望にブレーキがかかっているとバダンテールは述べている。その二つの強力な要素とは、理想の母親像の重圧と、女性に対して協力的な家族政策が存在しないことである。フランスでは、前章で述べたとおり、女性に対して協力的な家族政策が存在し、まだ不十分なところもあるが行政による改善の努力も続けられている。では母親像の重圧というのは、フランスではあまり影響がないのだろうか。日本では、出産に対する価値観として出産の痛みを美德とする考え方があり、また子どもが三歳くらいまでの間は、母親が家庭で子どもの世話をすべきだとする「三歳児神話」というものも存在している。フランスにもこのような価値観が存在しているのかについて考察したいと思う。

3.2. 出産に対する価値観

日本では、「お産の痛みを耐えてこそ母親になれる」というような痛みを美德とする伝統的な考え方がまだ一部に残っているが、フランスでは出産の際に、硬膜外麻酔分娩を選択することは一般的である。世界の硬膜外無痛分娩を受けた女性の割合⁵⁵⁾は、フランスは約60%、アメリカ約60%、ドイツ18%、スウェーデン16%、イタリア3%である。硬膜外無痛分娩のメリットとは、お産の痛みが軽くなり、疲労が少ない分、産後の回復が早いことだ。フランスでは硬膜外無痛分娩費用の100%を保険がカバーしてくれるため、自分から麻酔を拒否しない限り自然と使用される。

日本と欧米での硬膜外無痛分娩に対する価値観の違いは、それぞれの

「痛み」の文化が影響している。まずヨーロッパでは、中世の時代から、痛みは宗教と強く結びつく。旧約聖書「創世記」には、神に食べてはならないと命令されていた果実を女とアダムは食べてしまい、その結果、女は苦しんで子を産み、アダムは、顔に汗を流して働かなければ食料を手に出れないほど地の実りが減少することを神は罰として言い渡す。このように産痛は、神の怒りをかった女性達に与えられた罰と考えられ、生まれながらに女性は罪を持ち、そのために産の苦しみを受けなければならないと教示されてきた。一方日本では、出産の痛みが、罪や罰であるという考えはなく、むしろ出産の痛みをポジティブに受け止めて、痛みを乗り越えてこそ一人前の女性となり、母となることができるという考えがあった。つまり日本においては、出産の痛みは女性の通過儀礼としての性格を欧米よりも強く持っていたと考えられる。陣痛を忍耐強く乗り越えることは、よき女性、よき母となることに繋がる「名誉」なのである。

哲学者のシモーヌ・ドゥ・ボーヴォワールの『第二の性』（1949年初版）で、「たとえば、出産の痛みは母性愛の現出に必要という説を唱える者がある。（中略）ほんとうのところ、ある種の男性は、女性の負担が軽減されることが不快で耐えられないということである⁵⁶⁾。」と述べている。そもそもフランスでも「無痛分娩」ははじめから手放しで歓迎されたものではなく、国教がカトリックであったため、「子供を産むのは罪の結果なのだから、苦しむのは当然」という考えが支配的だった。「無痛」のテクニックが生まれても、社会からの大きな抵抗を押し返す、長い、つらい戦いがあり、無痛分娩の一般化に拍車がかかるのは、1980年代、硬膜外麻酔が登場してからである。そのため、女性を死ぬほどの苦痛から解放させた「無痛分娩」の歴史は、一つの女性の権利の獲得でもあるのだ。近年では、自然なお産を見直そうといった考えについても注目が集まっている。しかし硬膜外無痛分娩を使用することが社会的に認められていることは、出産の精神的な重圧を日本よりも軽くしていることは確実である。

3.3. 三歳児神話に対する価値観

前述したとおり、多くのフランス女性は出産後すぐに仕事に復帰するため、多くの親たちが幼い子どもを保育所等に預けており、これは社会的にも認められている。一方日本では、子どもが3歳くらいまでの間は、保育所等を利用せずに母親が家庭で子どもの世話をしなければ子どもに悪い影響があるという「三歳児神話」の考え方がまだ残っている。「この三歳児神話は、『平成10年度版厚生白書 少子化社会を考える』で、「少なくとも合理的な根拠は認められない」と否定されている⁵⁷⁾」が、2002年の調査では、約8割もの日本女性が「子どもが小さいうちは、母親は仕事を持たずに家にいるのが望ましい」と考えている⁵⁸⁾。フランスでも、女性は仕事を辞め、家庭にいるように促された時期があった。それは90年代初めの不況期で、「子どもの専門家」と言われる児童精神科医らが、女性は仕事を辞めるようラジオなどで呼びかけた。また90年代の右派政権も、女性が家庭に入って子どもをみられるようにと育児手当を子ども3人からではなく、2人からに拡大したため、仕事をおもしろく感じていない女性にとっては、仕事を辞めやすくなったわけだが、それは結局女性を労働市場から追い出すためのものだった。ところが近年の妊婦向けガイドブックや子連れ生活ガイド⁵⁹⁾の中で、フランスの専門家たちは、産後100日間から180日間程で、子どもは母親の手を離れられると述べている。母体も回復し、かつ仕事のブランクを感じなくてすむということで、この期間を進めているようだ。しかしフランスでは仕事に復帰するため、幼い子どもを預けることに抵抗感はないのだろうか。現代のフランス女性の子どもの預けることに対する価値観を探るため、主にバダンテール(1980)を参照しながら、歴史を遡り、考察したい。

バダンテールによると、乳母を雇うという習慣はフランスでは非常に古く、乳母の紹介所がパリに初めて開かれたのは13世紀とのことである。この時代には、乳母を雇うのは貴族に限られていたが、18世紀になると、子どもを乳母に委ねるという習慣は一般化し、乳母が不足するほどまでになった。13世紀から18世紀までの時代については、正確な資料が残さ

れていないのだが、個人の日記等によるとブルジョワジーに里子の習慣が広まったのは17世紀ごろのようである。プチ・ブルジョアジーの妻たちも、家業に不可欠の労働力だったため、子どもは自分たちの経済力でなんとかなる、安い、質の悪い乳母に委ねた。そのため乳母の待つ田舎へ送られた赤ん坊の中には、付き添いもない荷車や馬車に乗せられて、到着するまでに死んでしまう者もいた。また到着しても、不潔な環境で病気になって死んでしまう者もあり、乳児死亡率は非常に高かった。そして子どもは生まれてすぐに乳母のもとへ送られて4年ほど過ごし、裕福な家庭の子どもたちなら7歳にもなれば、修道院か寄宿学校へ送られていた。18世紀になると、里子の習慣がすべての階級に浸透する。貧しい母親は働くために、裕福な母親は上流婦人の社交生活を夢見て、社交生活とはほとんど縁がなかったが、子どもの世話をするよりは、何もしないほうがましだと考え、子どもを乳母のもとへ送った。この時代は、社交界が大変重要視されていた。「最も恵まれた立場にいる女性にとって、自分が輝けるのは社交界であった。来客をもてなしたり、誰かを訪問したり、新しいドレスを見せびらかし、これ見よがしに通りを歩き、あちらこちらと観劇に向向く。社交界の女性は毎晩明け方まで遊んでいた」。しかし、「まったく、後ろめたい気持ちにさいなまれることもなかった。なぜなら、周りの人々が社交生活の必要性を認めており、医師でさえ、そのような感覚の正当性を認めていたからだ⁶⁰⁾。」「その根底にある考えとは母親であることは女性にとってすべてではないというものである⁶¹⁾」。このように社交生活の必要性が社会的に認められていたのだが、一方では1762年にジャン＝ジャック・ルソーが『エミール』を著し、母乳で自ら赤ん坊を育て、子どもを教育する母親の理想を打ち出すと、追随する女性が現れた。しかしルソーの要求した母親の仕事は、すぐにとりかかれるものではなかったので、主流になるには至らなかった。19世紀のフランスでは、警察や医師も乳児死亡率の高さに警鐘を鳴らし、母乳育児を呼びかけ、中流ブルジョアジー家庭を中心に、母乳で育て、自分で子どもの世話をする母親が増えてはいったが、乳母に頼る風習も廃

れることはなかった。そのため19世紀後半には、田舎の女性が、子どもを産むと同時に自分の子は他人に預け、良い稼ぎ口を求めて大都市のブルジョア家庭に乳母として雇われていくという「乳母産業」が最高潮に達した。また自分の赤ん坊を放り出して都会へ来る乳母たちの子どものために、最初の保育所が作られた。乳母たちの子どもの犠牲の上に、自分たちの子どもを養っているという批判を受けたブルジョア夫人たちが、「犠牲」を減らして、乳母を確保するために、設立に尽力したそ
うだ。

以上のように、フランスでは17世紀以降、特に18世紀には、生まれたばかりの子どもを乳母に託すことが、ごく当たり前のように社会的に認められており、母性を強調していた時代がそれほど長いわけでもなく、子どもを中心に考えなかった時代のほうがずっと古い伝統を持っている。つまり、責任を持って子どもを育てなければいけないという三歳児神話のような価値観の土壌がそもそもなかったのである。乳母に子どもを預ける行動は、現在のフランス女性の行動と共通しているところがあるのではないだろうか。このような子育ての歴史が存在するため、現代のフランス女性たちが、仕事に復帰するために幼い子どもを預けることが社会的に認められているのではないだろうか。「母親であることは女性にとってすべてではない」という考え方も、現代のフランス人の価値観と繋がっているように思われる。バダンテール（2011：248-249）は、「フランス社会は長い間、子どもの責任を負うのは母親だけではない、という考え方を認めてきた」と述べている。「いつも育児や家事を平等に受け持つよう叱られてばかりの父親⁶²⁾の代わりに国家が、新しく生まれた子どもの生活の安定と教育において、共同の責任があるとみなされている。誰の目から見ても、国は母親と子どもに対して責任があるのだ。フランスでは、母親の怠慢、ましてや父親の怠慢に対するよりも、託児施設の不足をはじめとした国の怠慢に対する世論のほうがはるかに厳しくなるほど、育児は国の責任だとする意識が強い」。このような意識がフランスに根付いていると、多くのフランス女性は母親業だけに縛られず、一人

の女性としてのアイデンティティをしっかりと自覚できるため、仕事か子どもかで迷う場合が少なくなる可能性がある。幼い子どもを預けることが社会的に認められていること、母親の責任が重過ぎないことは、おそらく現代フランスの高出生率の重要な要因の一つと考えられるのではないだろうか。

3.4. 働くことに対する価値観

最後に、多くのフランス女性は職場でも家でも働き、二重負担の毎日であるにもかかわらず、なぜ働くことを重要視しているのか、フランス女性の仕事に対する価値観を考察したい。

2005年の「女性は仕事をすべきか」という調査では、9割以上のパリの人々が女性は働くべきだと考えている⁶³⁾。しかしフランスでも専業主婦が多く、女性は働くべきではないと考えられていた時代もあるのだ。19世紀に、警察や医師も乳児死亡率の高さに警鐘を鳴らし、母乳育児を呼びかけ、母親は家にいるように促された。特に第二次大戦後は、雑誌などのメディアによる猛烈なキャンペーンが繰り返されたことによって、母親の責任を重大視する考え方はいっそう広く一般に浸透することになったのである。この頃の雑誌 *Elle* には、「理論的には、女は何をしてもよい。しかし、もし家庭を築きたいと思ったら、自分の人生の十年間、つまり二十歳から三十歳までの十年間を犠牲にすることを覚悟しなくてはいけない。子育てに成功するには、これ以外の方法はないと思う。」と書かれており、雑誌 *Vingt ans* にも「女はいつの日か、仕事を犠牲にする（あるいは中断する）か、それとも、子どもを犠牲にする危険を犯すか、そのどちらかを選択しなければならない。」と書かれている⁶⁴⁾。1970年頃は、経済的必要から働かざるえない人々まで、動機が何であれ、女が働くことはモラリストたちに非難されたのだ。モラリストたちは、母親の地位を称揚したり、母親にならなければ女は尊重されないと主張するだけでなく、最終的には罪を持ち出す。女が働くことで、子どもは犠牲者となり、家庭が崩壊するという罪の意識まで持たされていたのだ。そ

のため第一次世界大戦の後、第二次大戦の始まる前、2つの戦争に挟まれた時期（1920年代から30年代）には、多くの専業主婦が生まれた。彼女らは、ブルジョワのスタイルをできる範囲で真似て自分で家事を行い、消毒した哺乳瓶を使い、子育てを行った。子育て、教育に占める母親の役割は、かつてないほど強調されるようになったのである。

しかし、これらの圧力に抵抗した人々も大勢いた。彼女らのなかには、ボーヴォワールのように「フェミニストとしての確信にもとづいて意識的に抵抗した女性もいたが、それよりもずっと多くの女たちは、選択の余地がなく、抵抗するしかなかった。この後者の女たちは、おそらく二重の働き手（母親の仕事や家事と、職業としての仕事）としての境遇、もっとも苦しんでいる女たち」である。「彼女たちの戦いと、すすんでそれに続いた一部のメディアのおかげで、人は、女あるいは母親の不安に重きをおきはじめた。ほとんどの女性誌は、考えとはいわずとも、調子を変えざるをえなくなった⁶⁵⁾」。そして多くの女たちは働くことを選んだのである。

エリザベート・バダンテールは、すべての女性が経済的な理由で働いているわけではないと指摘している。「まず気づくことは、女性の11%が、欠乏や戦争の時代ではなく、繁栄と経済成長の時代（1962-78年）に、職業をもつことを選んだことだ。したがって、彼女たちの大部分にとっては、副収入を得る必要性は、1906年に比べれば小さい。また、一部の所帯にとって、母親が仕事につくことによって生じる社会福祉や税の面での利点の喪失や、子どもの付添いに支払う費用は、母親の給料でどうにかやっと思合せることができる程度である。もし、この残ったわずかな利益と、外と内との二重の仕事からくる疲れや通勤の際の苛立ちなどを考え合わせると、女たちが働くことを選んだことは、驚きといえる⁶⁶⁾」。牧（2008:237）は、34人のフランス人女性にインタビューを行い、自分の仕事の目的は何かと尋ねる調査をおこなったが、その答えは「収入・生活のため」だけでなく、「自己実現のため」、「(経済的・社会的な)自立・独立のため」、「(経済的・精神的な)自由のため」、「社会

に貢献し、認められるため」などが挙げられている⁶⁷⁾。それらの答えより、フランス女性にとって働くことは経済的な理由だけでなく、価値のあるものであり、フェミニストたちなどの勝利の結果、現在多くの女性が堂々と働いているのだ。(1965年に結婚制度の改革が行われるまで、女性は夫の許可なしに銀行口座を開設したり、職業に就くことができなかった。)子どもが幼くても、女性が仕事を持つことを社会が認めていることは、仕事か子どもかで迷う女性が少ないと考えることができ、出生率とも関係があるかもしれない。

4. 結論

フランスが高出生率になった要因として考えられているものを調べてみたが、フランスの手当・社会制度は、福祉国家スウェーデンの制度と比較してみると、まだ不十分なところも存在しており、その要因は手当や制度面が整っているといった経済的なものだけではないようである。そしてフランス社会の特徴でもあり、高出生率の要因と強力な関係があると推察される、婚外子と移民女性の出生率への貢献について考察してみたが、こうした要因も、それだけで出生率を大きく上昇させたものとはいえない。もちろん、これらの要因が複合的に高出生率をささえるものであることは確実であるが、本論文では、フランス社会に固有の別の要因があるのではないかと考えた。それが、フランス女性の出産・子育て・仕事それぞれに対する価値観という点であるが、本論でみてきたように、これが、他国に比べて高出生率をささえる要因として大きな比重を占めるのではないかと考えられる。出産の精神的な重圧が軽いこと、育児は国の責任だとする意識が社会的に根付いていること、幼い子どもを預け、女性が仕事を持つことが社会的に認められていることによって、子どもを授かりたいと考える女性の割合を維持し続けているように考えられる。

以上の考察から、例えばスウェーデンではフランスに比べて仕事と育児を両立させる社会環境が整っているのに、なぜもっと出生率が高くな

いのかについての理由がみえてくる。それは「母親像の重圧」がフランスよりも重いことである。スウェーデンの保育所は1歳未満の入所は受け入れていないため、ほとんどの女性は育児休暇を取得し、約1年間休職しなければならない。育児休暇がしっかりと取得できるすばらしい制度が整備されていることは事実だが、休職によってキャリアにブランクをあけたくない女性にとっては母親になることに対してのハードルが上がってしまうのではないだろうか。また近年、欧米の国々では自然主義が流行しており、母乳育児への回帰、硬膜外麻酔批判、使い捨て紙おむつ・紙パンツ批判等が起きている。特に北欧の国々は育児休暇取得率が高いためか母乳育児に大変熱心である。しかし母乳を与えることが義務のようになってしまうと、それは母親の移動の自由を制限することとなり、「母親像の重圧」がより重くなる。このようにスウェーデンのケースを考えると、フランスは母親になることに対してのハードルがより低いこと、つまり「母親像の重圧」があまり重くないことは、現代のフランスの高出生率に影響を及ぼす大きな要因のひとつなのではないかと考えることができる。

(学部4年次生)

注

- 1) 合計特殊出生率：一人の女性が生涯に生む子どもの平均数のこと。略して出生率とよく言われている。
- 2) エリザベート・バダンテール Elisabeth Badinter：1944年生まれ。フランス啓蒙主義思想、フェミニズム、ジェンダー社会学に関する著書で世界的に知られる歴史家、哲学者。
- 3) 2005年までは、「主要先進国の合計特殊出生率：1950～2008年」(国立社会保障人口問題研究所 <http://www.ipss.go.jp>)、2007年以降については、INSEE、2008 (AFP BB News) による。
- 4) DREES, Etudes et résultats, no 339, mai 2005 (牧 (2008 : 84))
- 5) 国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査」(牧 (2008 : 84))

- 6) 読売新聞（シルバーストーンJP編（2010：76））
- 7) UNAF 全国家族協会連合資料2010年4月（シルバーストーンJP編（2010：77））
- 8) シルバーストーンJP編（2010：74）
- 9) “L'accueil collectif et en crèche familiale des enfants de moins de 6 ans en 2005”, DREES Etudes et resultats °548,2007.1, p.8. 雇用連帯省ホームページ< <http://www.sante.gouv.fr/drees/etude-resultat/er548/er548.pdf> >（柳沢（2007：100））
- 10) 内閣府『国民生活白書 平成17年版』pp.136-140.（柳沢（2007：103））
- 11) フランス国民教育省ホームページ< <http://www.education.gouv.fr/> >（内閣府経済社会総合研究所編（2005：121））
- 12) 内閣府（2005：22）
- 13) 読売新聞（シルバーストーンJP(2010：76)）
- 14) 社会保障・人口問題研究所「少子化の現状と将来の見通し」< <http://www.ipss.go.jp/syoushika/syindex.htm> >（内閣府経済社会総合研究所編（2005：5））
- 15) Gilles Pison, 《Tous les pays du monde》(ジル・ピゾン「世界各国」) 2009年、*Population & Sociétés* 誌、2009年7～8月号、第458号。(バダンテール（2011：35））
- 16) 内閣府経済社会総合研究所編『フランスとドイツの家庭生活調査』(2005)
- 17) 林伴子（2005）：「スウェーデン、フランス及びドイツの家族政策と家庭生活」内閣府経済社会総合研究所編
- 18) バリのグラフ：内閣府経済社会総合研究所編『フランスとドイツの家庭生活調査』(2005)、ストックホルムのグラフ：内閣府経済社会総合研究所編『スウェーデン家庭生活調査』(2005)（林伴子（2005：9, 19））
- 19)（内閣府（2005：20））
- 20) 内閣府経済社会総合研究所編『フランスとドイツの家庭生活調査』(2005)（林伴子（2005：20））
- 21) 牧陽子『産める国フランスの子育て事情 出生率はなぜ高いのか』(2008)
- 22) 同上
- 23) 内閣府（2005：20）
- 24) 国際労働比較2010（（独）労働政策研究・研修機構）、社会生活基本調査（総務省）、平成19年就業構造基本調査（総務省）、新潟県賃金労働時間等実態調査（新潟県ホームページ）
- 25) 同上
- 26) 『「少子化の要因と少子化社会に関する研究会」報告書』財務省財務総合政策研究所、2005, p.340.（柳沢（2007：102））
- 27) 厚生労働省『2003～2004年 海外情勢報告』p.29.（柳沢（2007：102））

- 28) 厚生労働省『平成17年社会福祉施設等調査』(柳沢 (2007: 102))
- 29) 1人当たりGDPが1万ドル以上の国では、出生率はおおむね2.0を下回っており、いわば少子化国家となっている。このように少子化という共通課題を有する先進国における女性の労働力率と合計出生率の推移や相関関係を把握するため、「2000年の1人あたりGDPが1万ドル以上となっている24カ国」と設定した。
- 30) Recent Demographic Developments in Europe 2004, 日本: 人口動態統計、オーストラリア: Births, No.3301, カナダ: Statistics Canada, 韓国: Annual report on the Vital Statistics, ニュージーランド: Demographic trends, US: National Vital Statistics Report, ILO Year Book of Labour Statistics より作成。ただし、女性労働力率: アイスランド、アメリカ、スウェーデン、スペイン、ノルウェーは、16歳~64歳。イギリスは16歳以上。(内閣府男女共同参画局編 (2006: 4))
- 31) 同上のデータを参照。
- 32) INSEE, 2008 (AFP BB News)
- 33) 内閣府編 (2005:13)
- 34) 婚姻率: 在日フランス大使館ホームページ PDFファイルより、P.1、婚外子率: 1990年までのデータ: 国立統計経済研究所 (INSEE) (日本労働研究機構欧州事務所 (2003: 11))、2000年からのデータ: 国立統計経済研究所 (INSEE) (財自治体国際協会パリ事務所 (2012: 12))、出生率: (国立社会保障人口問題研究所ホームページ)
- 35) 中島さおり (2010: 123)
- 36) 中島さおり (2010: 118-123)
- 37) 移民の定義: 外国で外国人として生まれ、フランスに居住する者。このため、フランスに居住する外国生まれのフランス人は移民ではない。移民の中にはフランス国籍を取得した者と外国人のままの者とがある。(フランス大使館ホームページより)
- 38) フランス大使館ホームページより
- 39) 世界保健機関 (WHO)「World Health Statistics 2012 (世界保健統計2012)」より (MEMORVA ホームページ)
- 40) 中島さおり (2010: 213)
- 41) Insee (www.insee.fr) (神尾 (2007: 35))
- 42) Françoise Legros, La fécondité des étrangères en France : une stabilisation entre 1990 et 1999, Insee Première, n°898, mai 2003 et Insee (exploitation de l'état civil et de recensements de 2004 et 2005). (F: Héran et G. Pison, Deux enfants par femme dans la France de 2006: la faute aux immigrées?, Population & Sociétés, n°432, Ined, mars

- 2007) (神尾 (2007 : 36))
- 43) François Héran et Gilles Pison (2007), Deux enfants par femmes dans la France de 2006 : la faute aux immigrés?, *Population & Sociétés*,.
- 44) 「フランス国籍を取得した女性、とくに子どものころに移民してフランス国籍を取得している女性に限れば、その性行動はフランス人に近く、出生率は2.1である。(中島さおり (2010 : 215))」フランスで生まれた移民二世代の女性の出生率も同じ、あるいはそれ以上にフランス人平均に近いはずだと考えられる。
- 45) スウェーデンの2001年の婚外子割合は56% (Eurostat Yearbook 2003 (内閣府経済社会総合研究所編『スウェーデン家庭生活調査』、(2005 : 12)))。2005年の全人口に占める移民の割合は12.3% (The World Bank Group (World Databank) World Development Indicators & Global Development Finance <<http://databank.worldbank.org/ddp/home.do>> (国際日本データランキング 明治大学国際日本学部 鈴木研究室サイト))。
- 46) 各国のデータは、すべてバダントール (2011 : 196) を参照した。
- 47) Gilles Pison, 《Tous les pays du monde》(ジル・ピゾン「世界各国」) 2009年、*Population & Sociétés*誌、2009年7～8月号、第458号。(バダントール (2011 : 35))
- 48) 2008年8月に米国勢調査局が発表した2006年の数値 (バダントール (2011 : 196))。
- 49) Laurent Toulemon, Ariane Pailhé, Clémentine Rossier (2008), 《France: High and Stable Fertility》(ロラン・トゥールモン、アリアンヌ・ペイレ、クレマンティンヌ・ロシエ「フランス：出生率の高さと安定」)*Demographic Research* 誌、第19巻、記事第16番、503-556 (バダントール (2011 : 196))
- 50) Isabelle Robert-Bobée (2006), 《Ne pas avoir eu d'enfant...》(イザベル・ロベール＝ボベ「子どもを持たない……」)*France, portrait social* 誌、年度版、184 (バダントール (2011 : 181))
- 51) バダントール (2011 : 181)
- 52) Kristin Park (2005), 《Choosing Childlessness: Weber's Typology of Action and Motives of the Voluntary Childless》(クリスティン・パーク「チャイルドレスを選ぶこと：ウェーバーの類型論で分類した自発的なチャイルドレスに至る行動と動機」)*Sociological Inquiry* 誌、第75巻、第3号、372-402 (バダントール (2011 : 209))
- 53) バダントール (2011 : 209)
- 54) バダントール (2011 : 187)
- 55) フランス : (1998のデータ) Palot et al, *Ann Fr Anesth Reanim.* 25: 569-576, 2006、アメリカ : (2001) Bucklin et al, *Anesthesiology.* 103: 645-653, 2005、ドイツ : (2002

- 2003) Meuser et al. *Schmerz*, 22:184-190, 2008、スウェーデン：(1998-2000) Eriksson et al. *Eur J Obstet Gynecol Reprod Biol.*、イタリア：(1999-2000) Claderini et al. *Minerva Anesthesiol.* 75: 103-107, 2009 (日本産科麻酔学会ホームページ <http://www.jsoap.com/pompier_painless.html#q19>)
- 56) 中島訳による (中島 (2006 :))
- 57) 牧 (2008 : 206)
- 58) 内閣府 (2005年)『平成17年版国民生活白書 子育て世代の意識と生活』、P.45
- 59) Pernoud L. (2005), *J'attends un enfant*, Horay, p.399, de Bourgies, Véronique (ed.) (2004), *Le Paris des Tout-petits*, Mango Pratique など (牧 (2008 : 121-122) による)
- 60) バダンテール (2011 : 244)
- 61) バダンテール (2011 : 2)
- 62) 英国人ジェーン・バートレットによれば、両性による家事の公平な分担は出生率の高さの鍵となる要因である。Jane Bartlett (1994), *Will you be mother?*(ジェーン・バートレット『母親になりますか?』)。最新の調査によると、20年来父親には進歩がない。相変わらず母親が家事の五分の四を受け持っている。Arnaud Rénier-Loilier (2009), 『L'arrivée d'un enfant modifie-t-elle la répartition des tâches domestiques au sein du couple?』(アルノー・レーニエ=ロワリエ「子どもの誕生は夫婦・カップル間で家事の分担のあり方を変えるだろうか?」) *Population & Sociétés* 誌、第461号。(バダンテール (2011 : 248-249))
- 63) 内閣府経済社会総合研究所編 (2005) : 『フランスとドイツの家庭生活調査』P.59
- 64) 以上の引用はともにバダンテール (1991 : 399) による。
- 65) 以上ともにバダンテール (1991, P.400)
- 66) バダンテール (1991 : 415)
- 67) 著者がフランス女性34人にインタビューを行って挙げられた回答より。(牧, 2008, P.237)

参考文献・参照ウェブサイト一覧

- 赤川 学(2004) : 『子どもが減って何が悪い!』ちくま新書
- 神尾 真知子(2007) : 『フランスの子育て支援——家族政策と選択の自由——』『海外社会保障研究』Autumn 2007 No. 160 国立社会保障経済研究所 <<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/sakuin/kaigai/160.htm>>
- 汐見 稔幸(2004) : 『世界に学ぼう! 子育て支援』フレーベル館
- 高山直也(2008) : 『フランスの移民対策』『人口減少社会の外国人問題 : 総合調査報告』

- 国立国会図書館調査及び立法考査局 <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2008/20080117.pdf>>
- 中島さおり(2006):『パリの女は産んでいる<恋愛大国フランス>に子供が増えた理由』
株式会社ポプラ社
- 中島さおり(2010):『なぜフランスでは子どもが増えるのか:フランス女性のライフスタイル』講談社
- バダンテール、エリザベート(1991):『母性という神話』(鈴木晶訳)筑摩書房
- バダンテール、エリザベート(2011):『母性のゆくえ——「よき母」はどう語られるか』(松永りえ訳)春秋社
- 林伴子(2005):「スウェーデン、フランス及びドイツの家族政策と家庭生活」内閣府経済社会総合研究所編 <<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/syosika/siryo/sy05-3.pdf>>
- 藤正巖、古川俊之(2001):『ウェルカム・人口減少社会』文春新書
- 牧陽子(2008):『産める国フランスの子育て事情 出生率はなぜ高いのか』明石書店
- 柳沢房子(2007):「フランスにおける少子化と政策対応」『レファレンス.(682)』2007.11
国立国会図書館
- 吉田和枝(2008):「欧米および日本における産痛対応法の比較史的研究」『大阪大学大学院 人間科学研究科紀要』第34巻(2008年3月) <<http://www.hus.osaka-u.ac.jp/kiyo/34.html>>
- 国際日本データランキング 明治大学国際日本学部 鈴木研究室サイト <<http://dataranking.com/table.cgi?LG=j&TP=po07-01>>2012/1/1確認
- 国立社会保障人口問題研究所 <<http://www.ipss.go.jp/>> 2011/12/31確認
- (財)自治体国際協会パリ事務所(2012):「Clair Report No.374 フランスの子育て支援——家族政策を中心に——」 <<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/374.pdf>>
- 在日フランス大使館ホームページ PDFファイルより <<http://www.ambafrance-jp.org/IMG/pdf/3sitef29rm.pdf>> 2012/11/06確認
- 内閣府編(2005):『平成17年版国民生活白書 子育て世代の意識と生活』 <http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h17/01_honpen/index.html>
- 内閣府編(2005):「少子化社会に関する国際意識調査」 <<http://www8.cao.go.jp/shoushi/cyousa/cyousa22/kokusai/mokuji-pdf.html>>
- 内閣府経済社会総合研究所編(2005):「スウェーデン家庭生活調査」 <<http://www.esri.go.jp/jp/archive/hou/hou020/hou11c.pd>>
- 内閣府経済社会総合研究所編(2005):「フランスとドイツの家庭生活調査」 <<http://>>

- www.esri.go.jp/jp/archive/hou/hou020/hou12b.pd>
- 内閣府男女共同参画局編(2006):『少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書』独立行政法人国立印刷局
- 新潟県ホームページ <www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Simple/325/811/betsi.pdf>
2011/12/31確認
- 日本産科麻酔学会ホームページ <http://www.jsoap.com/pompier_painless.html#q19>
2012/1/1確認
- 日本聖書協会 <http://www.bible.or.jp/vers_search/vers_search.cgi>2012/1/2確認
- 日本労働研究機構欧州事務所(2003):「フランスの家族政策、両立支援政策及び出生率上昇の背景と要因」<http://www.jil.go.jp/foreign/kunibetsu/france/jil_france2.pdf>
- フランス大使館ホームページ <<http://www.ambafrance-jp.org/spip.php?article4913#08>>2012/11/06確認
- 和歌山県立医科大学麻酔科(2008):『痛みの少ないお産 硬膜外無痛分娩』<http://www.wakayama-med.ac.jp/med/anesthesiology/labor_analgesia/index.html>
- AFP BB News <<http://www.afpbb.com/article/life-culture/health/2558071/3684437>>
2011/12/31確認
- 『Excellent FRANCE——もっと知りたいフランス』シルバーストーンJP編 2010年12月6日発行
- 『madame FIGARO japon』[2008 No.374] 阪急コミュニケーションズ 2008年10/20号
- NNA. EU <http://news.nna.jp.edgesuite.net/free_cu/news/20100209dem008A.html>
2011/12/31確認
- MEMORVAホームページ (世界保健機関(WHO)「World Health Statistics 2012(世界保健統計2012)」の情報) <http://memorva.jp/ranking/unfpa/who_2012_total_fertility_rate.php>2012/11/06確認